

6. 今後の目指すべき方向

6. 今後の目指すべき方向

6.1 基本理念

「緑豊かなフルーツの町 安全でおいしいかつらぎの水」

かつらぎ町長期総合計画の理念「緑に囲まれた潤いと安らぎのふるさとづくり」より水道事業では将来にわたって良質な水の安定供給を目指すことから、かつらぎ町水道ビジョンでは「緑豊かなフルーツの町 安全でおいしいかつらぎの水」を基本理念といたしました。

これまで長年にわたり、安全でおいしい水道を安定的に供給する体制を築き上げてきました。次代への継承としまして、このような快適な生活環境を持続していくために、現在の財務体質や経営実態を明らかにして経営基盤を安定させていかなければなりません。

さらに、更新時期を迎えようとしている水道施設については、より耐震性に優れた施設を整備し、施設の効率化、災害対策、漏水防止等を図り、総合的な水道施設改善に取り組む必要があります。

近年、地球温暖化等で身近なテーマになっている地球環境に配慮し、持続可能な社会の実現のために水道事業は健全な水循環を保全する責務があり、省エネルギー対策や地球温暖化対策等についても積極的に貢献していかなければなりません。

本町上下水道課としては、国の水道ビジョンのキーワードである「安心」、「安定」、「持続」、「環境」、「国際」を勘案して、基本理念「緑豊かなフルーツの町 安全でおいしいかつらぎの水」をもって将来につながる事業運営を行っていきます。

<水道ビジョンの目標フレーム>

- 計画期間は、21世紀中頃を展望しつつ平成22年度(2010年度)から平成32年度(2020年度)の11年間とします。その期間を、前期(4年)、中期(4年)、後期(3年)とします。
- 行政区域内人口は、平成20年度(2008年度)の実績として19,389人ですが、平成32年度(2020年度)では約17,700人となることが予想されます。
- 給水人口は、平成20年度(2008年度)の実績として17,850人ですが、平成32年度(2020年度)では約16,690人と予想されます。
- 一日最大給水量は、平成20年度(2008年度)の実績として7,176 m³/日ですが、目標年度である平成32年度(2020年度)では6,780m³/日と推計します。

6.2 水道のあるべき姿

清浄にして豊富低廉な水の供給

水道法第1条の目的では「この法律は、水道の布設及び管理を適正かつ合理的ならしめるとともに、水道を計画的に整備し、及び水道事業を保護育成することによって、清浄にして豊富低廉な水の供給を図り、もって公衆衛生の向上と生活環境の改善とに寄与することを目的とする」（抜粋）となっています。

本町におきまして、水道を取り巻く社会の潮流に対応できる水道を構築していくために、この清浄にして豊富低廉な水の供給の実現とサービス水準の向上をあるべき姿とし、その将来像のイメージは次図のとおりです。

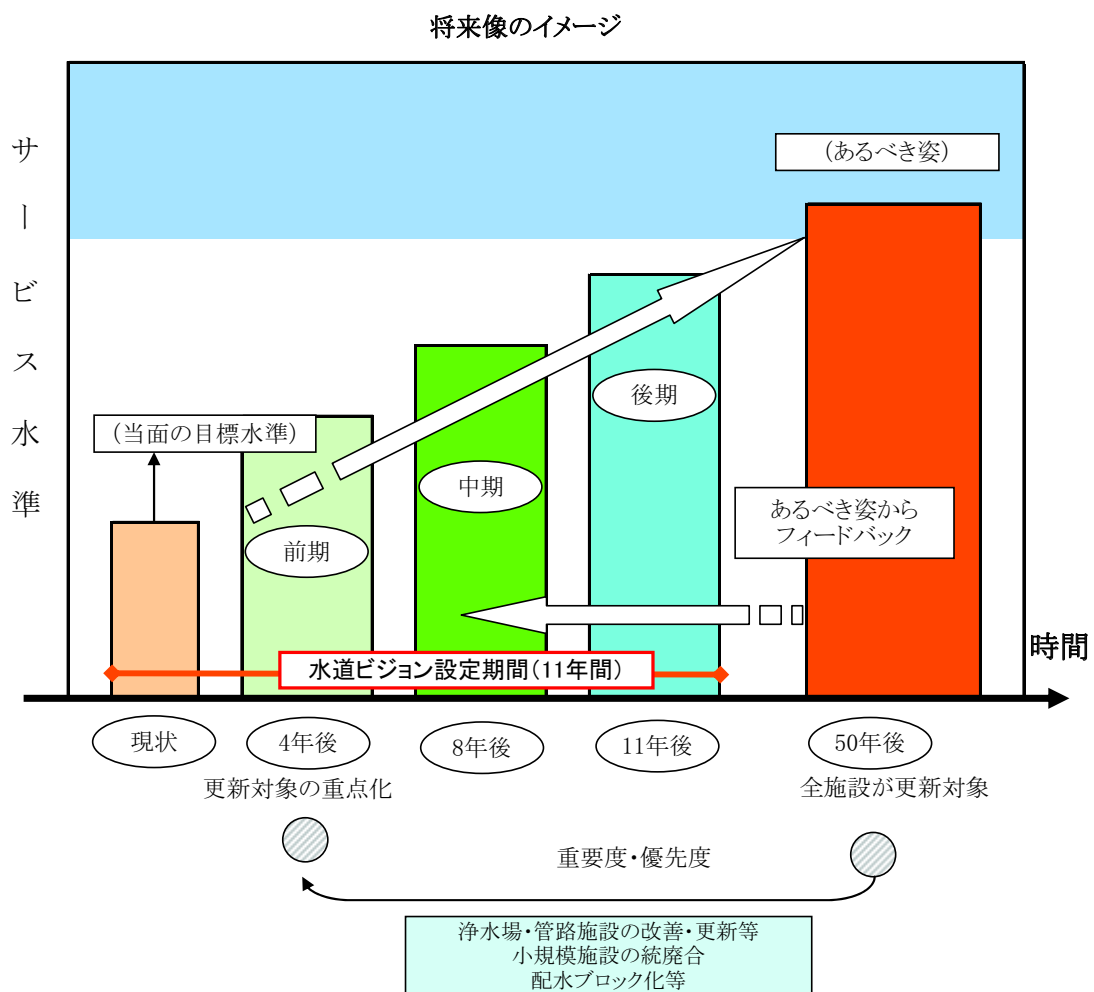


図 6-1 将来像のイメージ

そして、基本理念「**緑豊かなフルーツの町 安全でおいしいかつらぎの水**」を目指し、次の5つの基本方針を掲げ、総合的な視野に立ってそれぞれの施策を推進します。

1. 安心：「安心して飲める水道」

国の水道ビジョンの安心のキーワード「安心・快適な給水の確保」において、1) 原水から給水までの統合的考え方による水道水質の向上、2) 未規制施設等小規模な施設の管理充実等に取り組みます。

2. 安定：「災害につよい水道」

国の水道ビジョンの安定のキーワードである「災害対策等の充実」において、1) 地震・渇水対策、2) 水道システムの適正化等を目指して取り組みます。

3. 持続：「健全経営を目指す水道」

国の水道ビジョンの持続のキーワードである「水道の運営基盤の強化」において、1) 公営企業としての財務体質強化、2) 多様な連携の活用による運営形態の最適化等に取り組みます。

4. 環境：「環境にやさしい水道」

国の水道ビジョンの環境のキーワードである「環境負荷の低減」において、1) 省エネルギー機器の導入等に取り組みます。

5. 国際：「国際交流に貢献する水道」

国の水道ビジョンの国際のキーワードである「国際化の推進」について理解を深めていきます。

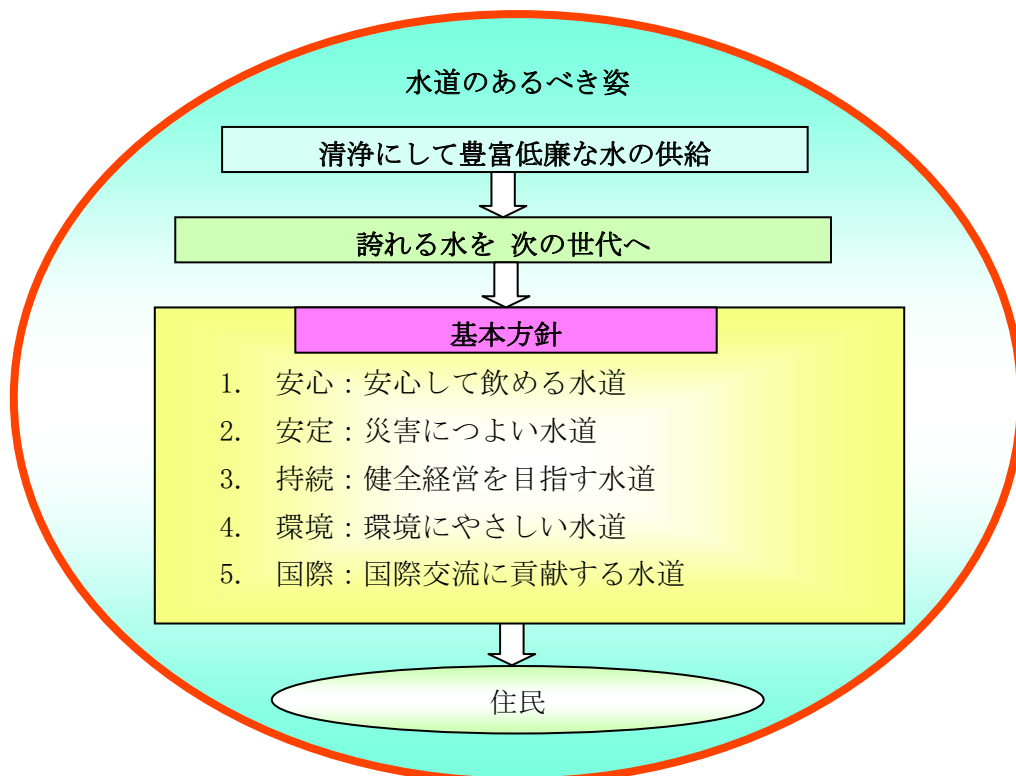


図 6-2 水道のあるべき姿、基本方針等の概念図

6.3 基本方針

本町は、次の5つの基本方針を掲げます。

5つの基本方針

1. 安心：安心して飲める水道
2. 安定：災害につよい水道
3. 持続：健全経営を目指す水道
4. 環境：環境にやさしい水道
5. 国際：国際交流に貢献する水道

<参考>

国の水道ビジョンとかつらぎ町水道ビジョンの目標と施策の階層関係は、次の図のとおりです。

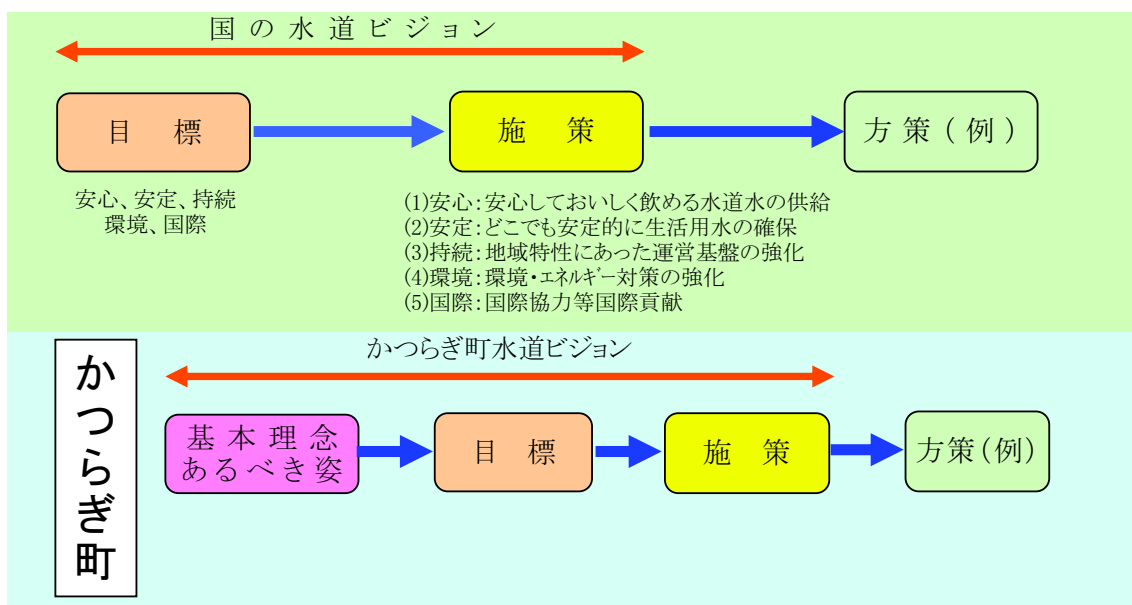


図 6-3 目標と施策の階層関係

6. 4 基本施策の考え方(PDCA サイクル)

目標達成のための基本方針を実現していくために基本施策（実現方策）をリストアップし、優先度、実行可能性等の面から年次スケジュールを検討します。なお、ここでの実現方策とは、今後必要となる調査検討スケジュールのことであって、施設整備の諸元を決定するものではありません。

また、ビジョンの推進方策として次図の事業の PDCA サイクル^(※1) のとおり、そのフォローアップ方法（進捗管理）、見直しの時期等も提案します。

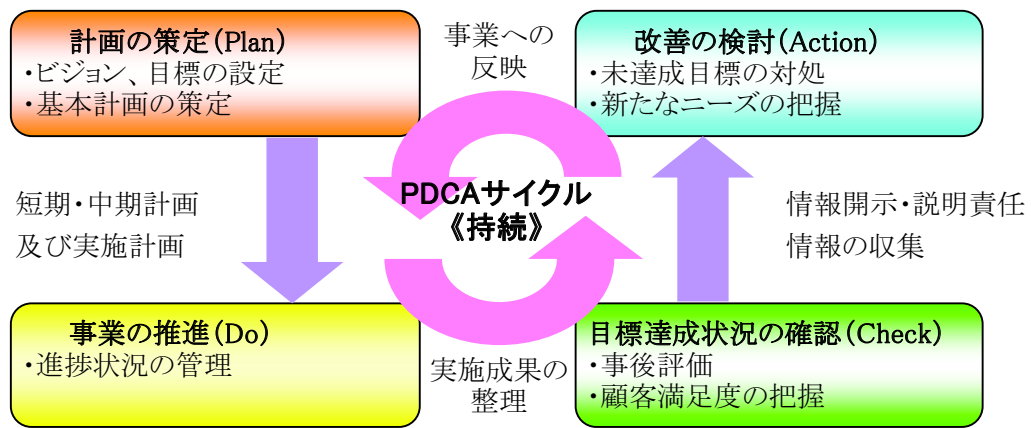


図 6-4 事業の PDCA サイクル

※1：PDCA サイクル (PDCA cycle / plan-do-check-action cycle) について

これは、基本的なマネジメントサイクルの1つで、計画 (plan)、実行 (do)、評価 (check)、改善 (action) のプロセスを順に実施します。最後の action では check の結果から最初の plan を継続 (定着)・修正・破棄のいずれかとして、次回の plan に結び付けます。このプロセスによって品質の維持・向上及び継続的な業務改善活動を推進するマネジメント手法が PDCA サイクルです。

1950 年代、品質管理の父といわれる W・エドワード・デミング (Dr. William Edwards Deming) 博士が、生産プロセス（業務プロセス）の中で改良や改善を必要とする部分を特定・変更できるようプロセスを測定・分析し、それを継続的に行うために改善プロセスが連続的なフィードバックループとなるように提案しました。このためデミングサイクル (Deming cycle) とも呼ばれています。

(出典：@IT 情報マネジメント用語事典)

6. 5 基本方針に対応する整備計画

水道行政は、激動の時代を迎えています。水道事業が将来にわたって持続するためには、「基本理念」「水道のあるべき姿」を踏まえて、本町の基本方針を明確にする必要があります。



1 安心：安心して飲める水道

住民に安心しておいしく飲める水道を利用させていただくために、水道の運営基盤を強化する施策を行います。そのために、旧かつらぎ町簡易水道事業及び飲料水供給施設を「かつらぎ町上水道事業」、そして旧花園村簡易水道事業及び飲料水供給施設を「花園簡易水道事業」にそれぞれ経営および施設を統合します。水道水質の向上を図るとともに、施設の管理・運営を充実します。

1. 簡易水道事業及び飲料水供給施設の「かつらぎ町上水道事業」、または「花園簡易水道事業」への統合
2. 水質検査計画書の再評価



2 安定：災害につよい水道

災害に強い水道施設の整備を図るために、老朽化施設を更新し施設の再構築をするとともに、本町の地域防災計画に基づき、「緊急時における供給体制の確保」の施策において、地震・渇水対策を重点施策として、浄水場・配水池等の基幹施設・基幹管路の耐震化計画、適正な維持管理等を推進します。

1. 災害時給水拠点对策（緊急遮断弁設置）
2. 基幹施設の更新・耐震化補強事業
3. 基幹管路及び配水支管の経年管更新

3

持続：健全経営を目指す水道

水道事業の安定的、効率的な運営を実現するためには、安定した事業経営の持続が不可欠です。そのために水道料金の見直しなど水道事業経営の健全化を図ります。また、パンフレットの作成、ホームページ・広報等を積極的に活用し水道の利用拡大に向けたPRを充実します。

1. 公営企業としての財務体質強化
2. 安定した事業経営のための水道料金の見直し
3. 第三者委託の検討
4. 情報開示・PRの推進

4

環境：環境にやさしい水道

地球温暖化対策が21世紀の最大のテーマです。本町水道事業においては、機器の更新・浄水処理方式の決定等にあたり、省エネルギー機器の導入や環境負荷の低減に努めます。

1. 省エネルギー機器・システムの積極的利用
2. 太陽光発電等自然エネルギーの利用の検討

5

国際：国際交流に貢献する水道

国の国際協力等を通じて、水道分野における国際貢献の推進について理解を深めます。

6. 6 整備事業の年次計画

- 弾力性のある水道事業経営を推進し、効率的に運営するためにふさわしい水道ビジョンを年次計画により策定します。

- ・ 水道ビジョンの年次計画によって前期 4 年間の平成 22 年度(2010 年度)～平成 25 年度(2013 年度)、中期 4 年間の平成 26 年度(2014 年度)～平成 29 年度(2017 年度)、後期 3 年間の平成 30 年度(2018 年度)～平成 32 年度(2020 年度)に分割し、優先順位を決め、財政計画に見合うように安定した給水の確保のため事業を実施します。なお、毎年財政計画と整合性をとりながら見直しを行い、財源の効率的運用を図ります。

＜前期；平成 22 年度(2010 年度)～平成 25 年度(2013 年度)の 4 年間＞

- ・ 経年管更新事業
- ・ 下水道事業との経営統合

＜中期；平成 26 年度(2014 年度)～平成 29 年度(2017 年度)の 4 年間＞

- ・ かつらぎ町上水道事業及び花園簡易水道事業の統合事業
 - ①かつらぎ町上水道事業:1 上水+7 簡易水道+10 飲料水供給施設
 - ②花園簡易水道事業:2 簡易水道+8 飲料水供給施設
- ・ 浄水場・ポンプ場・配水池の耐震補強事業

＜後期；平成 30 年度(2018 年度)～平成 32 年度(2020 年度)の 3 年間＞

- ・ 緊急遮断弁設置事業
- ・ 老朽管更新事業

基本計画における年次区分

年次	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11
期区分	前期				中期				後期		
平成年度	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	H31	H32
西暦年度	2010	2011	2012	2013	2014	2015	2016	2017	2018	2019	2020